

アスタキサンチン、カンタキサンチン及び酢酸 dI - α -トコフェロールの基準及び規格の変更に係る食品健康影響評価の意見聴取について

1. 経緯

飼料添加物の指定、その基準及び規格の設定、改正等については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項並びに第3条第1項及び第2項の規定に基づき、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴くとともに、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第5号の規定に基づき、食品安全委員会の意見を聴いた上で行うこととされている。

今般、アスタキサンチン、カンタキサンチン及び酢酸 dI - α -トコフェロール（以下「アスタキサンチン等」という。）の製剤の成分規格に賦形物質として追加するリグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウムは、エゾマツ、ハリモミ等の樹木から製造される粘結剤である。

当該物質を含むアスタキサンチン等は、農業資材審議会において、既存の飼料添加物と同等の効果が得られることが確認され、平成19年12月10日付けで、成分規格等の改正を行うことは適当であるとの答申を得た。

このことを受け、食品安全委員会にアスタキサンチン等の成分規格等の変更に関する食品健康影響評価を意見聴取するものである。

2. 改正の概要

飼料添加物アスタキサンチン、カンタキサンチン及び酢酸 dI - α -トコフェロールの製剤の成分規格に賦形物質としてリグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウムを追加する。

3. 今後の方針

食品安全委員会からの評価結果を受けた後、パブリックコメント等により一定期間意見の公募を行い、成分規格等省令の改正に係る所要の手続を進める。